

二酸化炭素排出量の算定方法

施行 平成 15 年 4 月 1 日
最近改正 平成 24 年 9 月 25 日
(改正施行 平成 24 年 10 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）第 84 条第 4 項に規定する二酸化炭素の排出量の算定方法は次の方法とする。

二酸化炭素の排出量は、最新の測定モード燃費値を次の方法によって換算して求める。

1 ガソリンを燃料とする自動車の場合

$$A = 1 / B \times 8,400 \times 0.07658 \times 44 / 12$$

2 軽油を燃料とする自動車の場合

$$A = 1 / B \times 9,200 \times 0.07839 \times 44 / 12$$

(備考)

(1) これらの式において、A 及び B は、次の値を表すものとする。

A : 1 キロメートル走行当たりの二酸化炭素の排出量(グラム-二酸化炭素/キロメートル)

B : 最新の測定モード(都市部における平均的な走行形態を表す走行パターンにより走行した場合に排出される排出ガスの量を測定する方法)燃費値(キロメートル/リットル)

(2) これらの式にある数値の内容及び単位は、それぞれ次のとおりである。

8,400 : ガソリン 1 リットル当たりの発熱量(キロカロリー/リットル)

0.07658 : ガソリンの発熱量当たりの二酸化炭素排出原単位(グラム-炭素/キロカロリー)

9,200 : 軽油 1 リットル当たりの発熱量(キロカロリー/リットル)

0.07839 : 軽油の発熱量当たりの二酸化炭素排出原単位(グラム-炭素/キロカロリー)

44/12 : 二酸化炭素の分子量と炭素の原子量の比